

(その1)

収 支 報 告 書

全団体必要様式



令和

(令和

年

月

6 年分
日開催分)

1 政治団体の名称
(ふりがな) かたみねかずやこうえんかい

片峰 かずや 後援会

2 主たる事務所の所在地

唐津市鏡 2314番地 2

3 代表者の氏名

片峰 和也

4 会計責任者の氏名

片峰 江身子

事務担当者の氏名

石崎 夢香

(電話) 090・8917・5680

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無

公職の種類 _____
資金管理団体
の届出をした
者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者
の 氏 名 _____
公 職 の 種 類 _____

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

年 月 日から
年 月 日まで

- 備考1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。
2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。
3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。
5. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。
6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表									
項 目		金 額						備 考	
		十億	百万	千	円				
1 経 常 経 費									
(1) 人 件 費									0
(2) 光 熱 水 費									0
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費						29	368		
(4) 事 務 所 費						10	000		
小 計						39	368		
2 政 治 活 動 費									
(1) 組 織 活 動 費						10	000		
(2) 選 挙 関 係 費									0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費									
ア 機関紙誌の発行事業費									0
イ 宣 伝 事 業 費									0
ウ 政治資金パーティー開催事業費									0
エ そ の 他 の 事 業 費									0
(4) 調 査 研 究 費									0
(5) 寄 附 ・ 交 付 金									0
(6) そ の 他 の 経 費						49	68		
小 計						149	68		
合 計						543	36		

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

この様式は経常経費用です。

(その14)

備考 1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に關する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に關する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（數回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出に於ては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に關する特例規定が適用されていた期間に行った支出に於ては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に關する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。

3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「機の購入費」、「事務用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出に於ては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に關する特例規定が適用されていた期間に行った支出に於ては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

この様式は経常経費用です。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分 事務所費						
支出の目的	金 額								年月日	支出を受けた者の氏名（団体に あつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体に あつては、主たる事務所の所在地）	備 考
		十億		百万		千		円				
この頁の小計									0			
その他の支出								10000				
合 計								10000				

備考 1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別業とすること。

3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「機の購入費」、「事務用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 <u>組織活動費</u> (<u>行事費</u>)			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				10000				
合 計				10000				

備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 7 日

政治団体の名称 片峰 かずや 後援会

会計責任者の氏名 片峰 江身子

代表者の氏名 _____
(解散の場合のみ)

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。